

川崎市私道内公共下水道整備要綱施行細則

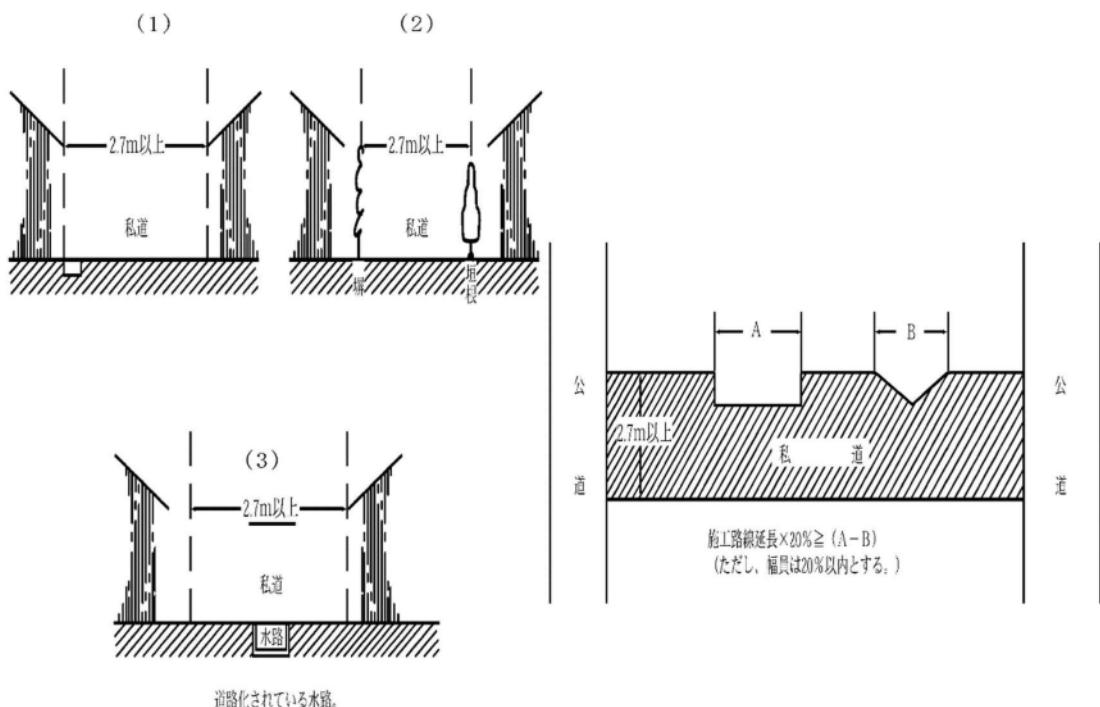
(目的)

第1条 この細則は、川崎市私道内公共下水道整備要綱（平成22年4月1日
22川上サ當第171号。以下「要綱」という。）第11条に規定する要綱
の施行に関し必要な事項を定める。

(幅員の解釈)

第2条 要綱第3条第1号から第3号までに定める私道の幅員については、次
の例のとおりとする。

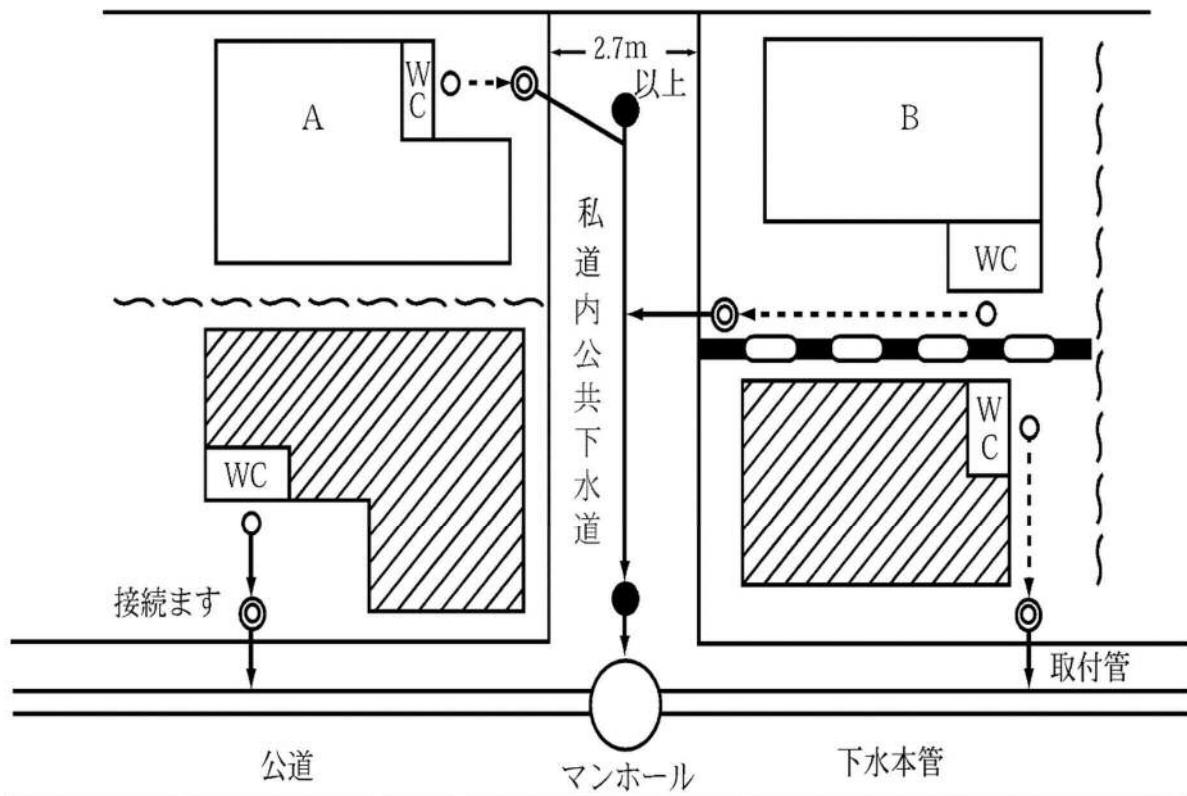
(例示)



(戸数の解釈)

第3条 要綱第4条第2号に定める建築物の戸数については、次の例示のとお
りとする。

(例示)



建築物が 2 戸以上とは原則として公道部分に面した建築物を除いた A 及び B の建築物の戸数をいう。

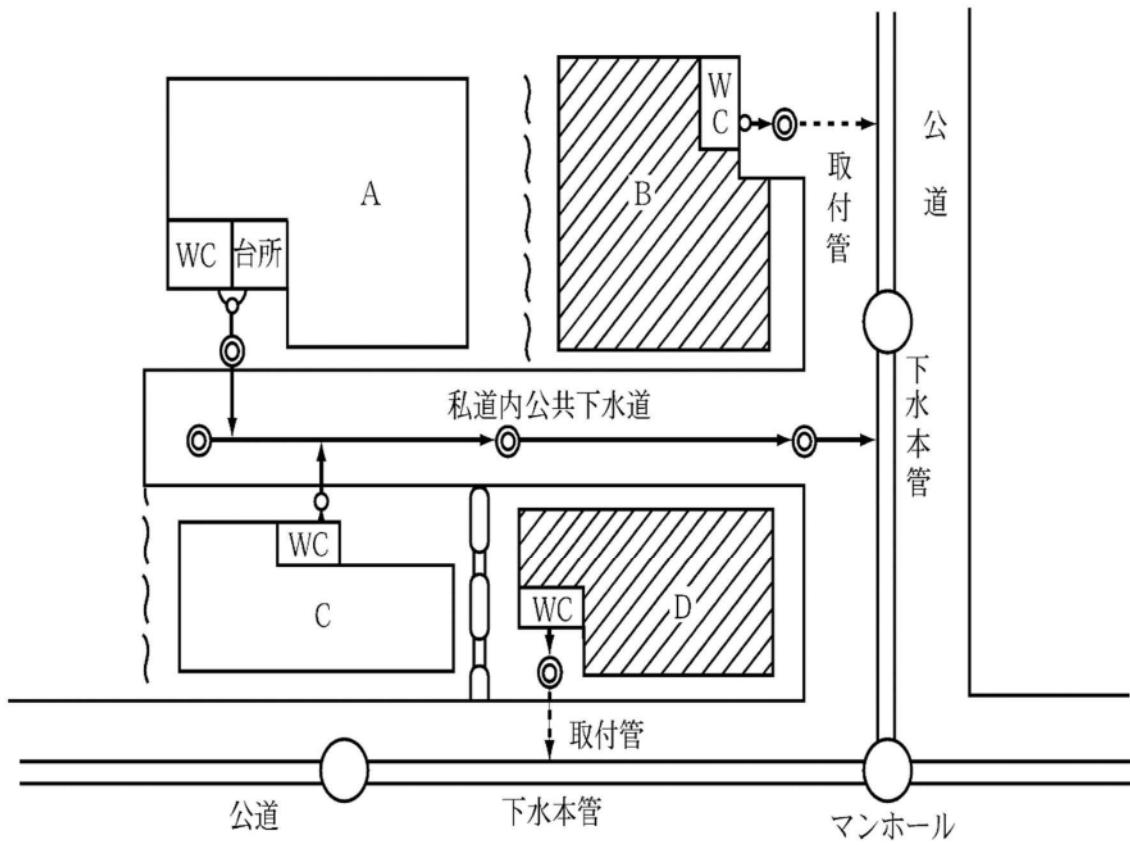
対象戸数

対象戸数から除く

2 前項に定める戸数の基準は次による。

- (1) 戸数は棟数を単位とする。
- (2) 公道部分に面した建築物については、その建築物の立地上その他からみて、水洗化改造工事に際し、公道部分に排水設備を設けるより、私道部分の方が明らかに合理的であると認められるときは、これを戸数に加えるものとする。

(例示)



B, C 及び D の建築物はそれぞれ公道部分に面しているが、C の建築物については私道部分に排水設備を設けた方が明らかに合理的であると認められるのでこの場合は戸数を 2 戸として算入する。

(条件)

第4条 要綱第4条第4号に定める上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設定する地上権等の権利とは、区分地上権及び区分地上権の設定が困難な場合における土地使用承諾をいう。

(申請)

第5条 前条に定める土地使用承諾の場合に、要綱第7条に基づき提出する私道内公共下水道整備申請書に添付する書類は、同条第1号から第4号までに掲げるもののうち、第1号の区分地上権設定承諾書に替え、土地使用承諾書

(第1号様式)とする。

- 2 要綱第7条第4号に定めるその他管理者が必要と認める書類とは、当該私道に権利を有する者の承諾書(第2号様式)、民法第25条に規定する命令が発令されたことを証する書面の写し、第264条の2に規定する管理を命ずる処分を証する書面の写し等をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この施行細則の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の川崎市私道内公共下水道整備要綱により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を修正した上、引き続き使用することができる。

第1号様式

土 地 使 用 承 諾 書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

私は、末尾記載の土地（道路部分）に関し、次のことを了承の上、公共下水道を布設することを承諾いたします。

- 1 公共下水道の布設後、その道路上に工作物等を設置し、下水管の維持管理に支障を来たすようなことをしないこと。また、下水道施設の維持管理に伴う私道の堀削、その他の使用等に関して異議を申し立てないと。
- 2 公共下水道布設用地を他人に譲渡する場合は、譲渡人の土地使用承諾書を提出すること。
- 3 当該土地の占有期間は、公共下水道の存続期間中とすること。
- 4 当該土地の占有料は無償とすること。
- 5 当該土地が公道認定された場合は、本承諾書は消滅するものとすること。

土地

第2号様式

公共下水道の整備に関する承諾書

年　　月　　日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

住　　所

氏　　名

私は、末尾記載の土地（道路部分）に関し、次のことを了承の上、公共下水道を整備することを承諾いたします。

- 1 公共下水道の整備後、その道路上に工作物等を設置し、下水管の維持管理に支障を来たすようなことをしないこと。また、下水道施設の維持管理に伴う私道の堀削、その他の使用等に関して異議を申し立てないと。
- 2 当該土地が公道認定された場合は、本承諾書は消滅するものとすること。

当該私道に有する権利関係

土地